

平成 21 年 2 月 4 日

MM A 樹脂の取り扱いについて（確認）

遮熱性舗装技術研究会

会長 松本 孝之

標記について、必要な準備と対応を実施するよう、関係者に周知願います。

危険物の取り扱いと指定数量

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならず、取扱所以外の場所で取り扱ってはならないこととなっています。【消防法第 10 条 第 1 項】

ただし、10 日以内であれば指定数量以上でも所轄消防長、消防署長の承認を受けると、仮に貯蔵し仮に取り扱うことができます。

遮熱コート材の主成分が MM A 樹脂の場合、消防法による危険物 **第 4 類第一石油類** に相当しますので、指定数量は **200 リットル** となります。

仮貯蔵、仮取り扱いの申請

必要になる仮貯蔵・仮取り扱い申請書の記載要領を添付します。(費用 5 4 0 0 円)
記入用紙は消防署のホームページより (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>) **申請書式 73** がダウンロードできます。2 週間程度の申請期間が必要です。添付書類として、撒布機械の諸元表、作業手順、安全対策、作業エリア図面等が必要になります。

危険物取扱者

指定数量 (200 リットル) 以上の危険物の取扱いは、危険物取扱者(甲・乙 4) が立ち会わなければ、危険物の取り扱いをすることができません。【消防法第 13 条 第 3 項】

元請に取扱者がいない場合は、材料メーカーあるいは施工業者に確認し対応願います。

危険物の運搬

危険物運搬車両(トラック)には、**危** (30 c m*30 c m) の標識を前後に取り付けること。
指定数量以上のときは、**消火器** を備えること。(適応マーク：黄色)

なお標識は消火器や安全施設の取り扱い業者で、磁石式のを販売しています。

少量危険物の取り扱い

指定数量未満の危険物の取扱いは、各市町村の火災予防条例でその基準が定められています。

以上